

松本市保育・幼児教育環境の評価指標検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育・幼児教育の質を客観的かつ総合的に測る評価指標の基準及び項目の検討を行うため、松本市保育・幼児教育環境の評価指標検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保育・幼児教育の質を客観的及び総合的に測る評価指標に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保育・幼児教育従事者
- (2) 有識者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

(役員)

第5条 検討会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、こども部保育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。